

平成20年12月4日付け監査委員告示第11号公表分

(1) 市民部

ア 市民交流課

(ア) 地区自治会活動補助金の充当経費の確認について

監査の結果	平成19年度補助金の実績報告書を見ると、一部の地区自治会活動補助金は、視察研修費に充当されていたが、同課では、当該補助金額の確定に当たり、その経費の内容を確認していなかったことから、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の要旨	地区自治会活動補助金(平成21年度から交付金)について、使途の範囲を明確にし、その範囲内で使用するよう、地区自治会に指導した。 なお、会議費、視察研修費に充当されている場合は、その内容を聞き取り、確認している。

(イ) 団体事務の関与の見直しについて

監査の結果	同課の職員は、自治会組織等の団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。 さらに、職員による団体事務の関与は、一身田出張所・栗真出張所・藤水出張所でも同様であったことから、出張所の再編整備を進める中、出張所における団体事務の関与の見直しについて、調整を図られたい。
措置の要旨	当課の職員による団体事務の関与が最小限となるよう、平成21年度に津市自治会連合会及び同連合会津支部が共同で事務員を採用し、同連合会等において経理事務を行うよう措置した。 出張所の職員による団体事務の関与については、平成21年

	度に出張所の再編整備を進めた結果、各団体において事務処理を行うよう措置した。
--	--

(ウ) 暴力追放津市民会議負担金の在り方について

監査の結果	平成19年度の暴力追放津市民会議負担金について、負担金額と同程度の剰余金が生じていることから、負担の在り方を見直されたい。
措置の要旨	同市民会議の剰余金については、合併前の組織から引き継いだものであったが、平成20年度以降は適正に予算執行を行っており、翌年度当初経費の財源として必要な程度において、剰余金を繰り越している。

イ 国際・国内交流室

監査の結果	国際交流事業補助金について、平成19年度補助金に係る実績報告書を見たところ、南米ポリビアで支援活動をする非政府組織（事務局・本市美杉町）に25万円を交付しているが、その事業実績は、市外における「活動報告会」が多く、国際交流事業が「本市の住民を対象として広く行われる」（津市国際交流事業補助金交付要綱第2条第2項）ことを前提としていることに照らし、津市国際交流推進基金運営委員会の補助金交付を可とする審査結果があったとしても、補助の妥当性を欠くおそれがあることから、補助金の交付に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の要旨	平成21年度以降の補助金の交付に当たっては、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、主に市外で活動する団体には、補助金を交付していない。

(2) 環境部

ア クリーンセンターくもず

監査の結果	環境整備負担金の負担の在り方について、同負担金は、覚書等に基づき、2自治会及び1漁業協同組合へそれぞれ毎年度一定額（3年ごとに物価指数の変動による増額改定をするものを含む。）を支出しているが、同負担金の支出に当たっては、必要かつ最少の経費となるよう、今後の負担の在り方について検討されたい。
-------	---

措置の要旨	物価指数の変動による増額改定に係る覚書については、当該条項を削除した新たな覚書を平成22年3月に締結した。
-------	---

(3) 健康福祉部

ア 介護保険課

監査の結果	第1号被保険者保険料の徴収対策の強化について、同保険料の平成20年8月末日現在の滞納繰越分の未収金額は1億円を超えていることから、被保険者間の公平性を確保する上で、抜本的な未収金対策は避けられない状況にあり、限られた職員数の中で十分な徴収体制を構築するために、各総合支所（福祉担当）との連携を一層強化し、悪質な滞納者に対する差押処分等の措置を含め、未収金の解消に努められたい。
措置の要旨	当課では、平日の窓口における納付指導のほか、日曜窓口を設け、納付相談に応じている。 また、当課及び各総合支所では、年3回土曜日に滞納整理を行うなど、所要の措置を講じており、普通徴収保険料（滞納繰越分）の徴収額は、平成20年度が1,162万1,034円、平成21年度（平成22年4月末日現在）が1,192万5,070円である。

(4) 農林水産部

ア 水産振興室

監査の結果	津市水産業振興補助金の不正受給問題については、農林水産部による立入調査の結果、津市補助金等交付規則第15条に基づき同補助金の交付決定を取り消し、平成20年6月12日に同補助金が返還されたが、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。 さらに、津市水産振興連絡協議会負担金に係る帳簿外積立金及び不明朗な会計処理の問題については、関係部局が共同で調査を継続中とのことであるが、その結果を踏まえ、今後の負担金の在り方について見直されたい。
措置の要旨	当該補助金について、種苗放流時の納品・放流の確認、施設整備の現地確認等には、必ず職員が立ち会い、確認表への記入

や写真撮影等を実施している。

また、同協議会の負担金の未執行分については、市に返還し、予算の執行に当たっては、事務処理の意思決定の文書化と複数の職員の確認を経て、会長の決裁を受けている。

(5) 下水道部

ア 下水道政策課

監査の結果	排水設備に係る無届工事について、津市公共下水道条例第19条第1項は、排水設備工事を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならないと定めており、同条例第41条第1項第4号は、その届出を怠った者への罰則規定を定めている。平成19年度の排水設備に係る無届工事实績は47件（同課調べ）で、当該無届工事を行った一部の業者に対し指定の停止等を行っているが、今後、特に悪質と判断される業者に対しては、より厳しく対処されたい。
措置の要旨	津市下水道排水設備指定工事店に係る指定の取消し等に関する基準を制定し、平成20年度においては、悪質と判断した業者に対し、指定停止3件、口頭注意1件の処分を行った。

(6) 市立保育園（栗真保育園・橋南保育園・乙部保育園）

監査の結果	<p>保育所入所負担金の滞納者に対する納付指導について、栗真保育園・橋南保育園・乙部保育園における保育所入所負担金の滞納状況は、下表に示すとおり厳しい状況にあることから、滞納者と接する機会が最も多く、その事情に精通した保育園において、更なる積極的な納付指導に努められたい。</p> <p><b>【3園の保育所入所負担金滞納状況】</b></p> <p>(平成20年5月12日現在/こども家庭課調べ)</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>滞納者数</th><th>滞 納 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>栗真保育園</td><td>14人</td><td>522,420円</td></tr><tr><td>橋南保育園</td><td>9人</td><td>792,500円</td></tr><tr><td>乙部保育園</td><td>16人</td><td>1,012,900円</td></tr></tbody></table>	区 分	滞納者数	滞 納 額	栗真保育園	14人	522,420円	橋南保育園	9人	792,500円	乙部保育園	16人	1,012,900円
区 分	滞納者数	滞 納 額											
栗真保育園	14人	522,420円											
橋南保育園	9人	792,500円											
乙部保育園	16人	1,012,900円											
措置の要旨	平成21年2月に私立保育所とこども家庭課が収納事務に												

関して委託契約を締結したことを機に、保育園で実施してきた納付指導や収納の取扱いについて、一層積極的に取り組んでおり、特に高額滞納者に対しては、保育園と同課が連携し、児童の降園時などの機会をとらえて、保護者との面談を行い、納付指導を行っている。

また、卒園や退園などにより納付意識が低下することも懸念することから、納付遅滞が確認された場合には、早期に保育園での納付指導に着手している。

監査の結果に係る滞納額について、平成22年3月末日までの徴収額は、3保育園の総額で64万9,900円である。

(7) 教育委員会事務局

ア 生涯学習課 (スポーツ・文化振興室スポーツ振興課 (当時))

監査の結果	学校体育施設開放事業について、学校体育施設の開放が学校体育施設利用運営委員会の「許可」により行われているが、同委員会には、教育財産を管理する権限がなく、妥当を欠くものと解することから、同事業の在り方について検討されたい。
措置の要旨	学校体育施設の開放に関する利用許可について、教育長による許可に改めるため、津市学校体育施設の開放に関する規則を改正し、平成22年4月1日に施行した。

(8) 市立学校

ア 敬和小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、一部劇物が劇物専用保管庫以外で保管されていたので、所要の措置を講じられたい。
措置の要旨	当該劇物について、劇物専用保管庫で保管した。